

令和7年度竹原市まちなか賑わい 創業支援助成制度

募 集 概 要

■ 制度について

創業を目的にまちなかにある空き店舗等を改修する方を対象に、その費用の一部を助成することで、魅力ある店舗を増やし、まちなかのイメージアップや賑わいづくりにつなげていくための助成制度です。



■ 助成対象者

対象エリア内（竹原駅から町並み保存地区を結ぶルート沿い並びに忠海駅前）に位置する空き店舗等を活用し、まちなかの賑わいに大きく寄与する小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業を行おうとする中小企業者、商店街団体又は創業者。

※映像・音声・文字情報制作業、広告業及びデザイン業については、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限ります。

■ 助成の対象となる経費

内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事及び不要物の撤去に要する経費等

■ 助成金額

助成金額の上限	1,000,000円
助 成 率	1/2



■ 募集期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月20日（金）まで

竹 原 市
企画部産業振興課
電話:0846-22-7745

e-mail:sangyo@city.takehara.lg.jp

1 助成対象物件

別表1及び別表2に定める対象エリア内に位置する空き店舗等（大型商業施設内のテナント型店舗及び合計面積がおおむね500平方メートルを超える店舗を除く。町並み保存地区及びその周辺（以下「町並み保存地区エリア」という。）並びに忠海駅前の近隣商業地域及びその周辺（以下「忠海エリア」という。）は空き家も対象となり、空き家バンク登録物件であれば、居住後も2年間対象。）

2 主な条件

- ① 納期の到来している市税に滞納がないこと。
- ② 改修工事を事業年度の3月15日までに終了し、終了後の翌月から3ヶ月以内に営業を行うこと。
- ③ 継続して5年以上営業すること。
- ④ 営業時間が午後4時以降のみ又は営業日数が週4日に満たない場合は、助成の対象外とする。
- ⑤ 町並み保存地区エリア及び忠海エリアの空き家を用いた改修の場合は、住居スペース部分は助成の対象外とする。
- ⑥ 対象エリア内での移転でないこと。
- ⑦ 交付決定前に工事等に着手していないこと。
- ⑧ 過去5年度間に本助成金の交付を受けていないこと（商店街団体を除く）。
- ⑨ 改修工事の発注は、市内に住所又は事務所を有する事業者を優先すること。

3 助成の対象となる経費

内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事及び不要物の撤去に要する経費等

4 応募方法

申請に必要な書類をそろえ、次の募集期間中に直接提出してください（郵送は不可）。その際に、申請書の内容についてお聞きすることがありますので、申請内容を説明できる方がお越しください。

募集期間	令和7年5月16日（金）～令和7年6月20日（金） 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日は除きます。）
提出場所	竹原市役所本庁4階 産業振興課窓口 ※ 郵送・FAX・メールでの提出はできません。 上記窓口まで直接お越しください。
提出書類	① まちなか賑わい創業支援事業助成金交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 事業収支予算書（様式第3号） ④ 開業計画書（様式第4号） ⑤ 誓約書（様式第5号） ⑥ 同意書（様式第6号） ⑦ 上記のほか要綱に定める必要書類 ※ 提出書類は返却できません。

《提出書類の記入上の注意について》

- ① 手書きで作成する場合は、黒色のボールペン等を使用し、楷書で明瞭に記入してください。
- ② パソコンで作成する場合は、文字の網掛け等、コピーをした際に見えにくくなるおそれのある手法は用いないください。
- ③ 提出書類の①から⑥の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

5 選定方法

- ① 下記「6 審査項目」に基づき、事業計画書、事業収支予算書及び開業計画書の内容を総合的に判断し、採点します。
- ② 助成金は得点の高い方から予算の範囲内で決定します。
- ③ 最低基準点は合計を50点として、基準点に満たないものは選定しません。
- ④ 同点の場合は、「開業計画」の得点数が高い方から選定します。
- ⑤ 選定事業者が事情により取消又は辞退した場合、次点を繰り上げます。

6 審査項目

審査項目	審査内容	配点	
事業計画	対象物件について	1 1 点	4 5 点
	運営状況について	2 1 点	
	経営者の状況について	1 3 点	
開業計画	経営者の資質等について	1 7 点	5 5 点
	経営計画について	3 2 点	
	経営努力について	6 点	
合 計		1 0 0 点	

7 審査結果の通知

審査の結果、助成対象者に選定された方には、助成金交付決定通知書を送付します。また、助成対象者に選定されなかった方には、助成金不交付決定通知書を送付します。

8 助成手続き等

(1) 助成事業の内容変更等

助成対象者は、助成事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、まちなか賑わい創業支援事業変更等承認申請書（様式第9号）を市に提出し、市長の承認を得てください。市は、変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、まちなか賑わい創業支援事業変更等承認通知書を送付します。

(2) 事業実績報告・助成金額の確定

助成対象者は、助成対象事業が完了したときは、速やかにまちなか賑わい創業支援事業実績報告書（様式第11号）、事業報告書（様式第12号）及び収支決算書（様式第13号）を提出してください。市は、提出された申請書に基づき助成金の額を決定し、まちなか賑わい創業支援事業助成金確定通知を送付します。

(3) 交付請求

まちなか賑わい創業支援事業助成金確定通知を受けた助成対象者は、まちなか賑わい創業支援事業助成金交付請求書（様式第15号）を提出してください。

(4) 交付決定の取消

助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 法令、規則、要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき
- 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- 助成金を他の用途に使用したとき
- その他助成金を交付することが不相当であると市長が認めたとき

(5) 助成金の返還

交付決定を取り消した場合又は開業日から5年未満に廃業された場合は、助成対象者に対し、期限を定めて助成金の返還を求めることがあります。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を免除することができます。その際、助成金の返還の免除を受けようとする方は、返還免除申請書を提出してください。

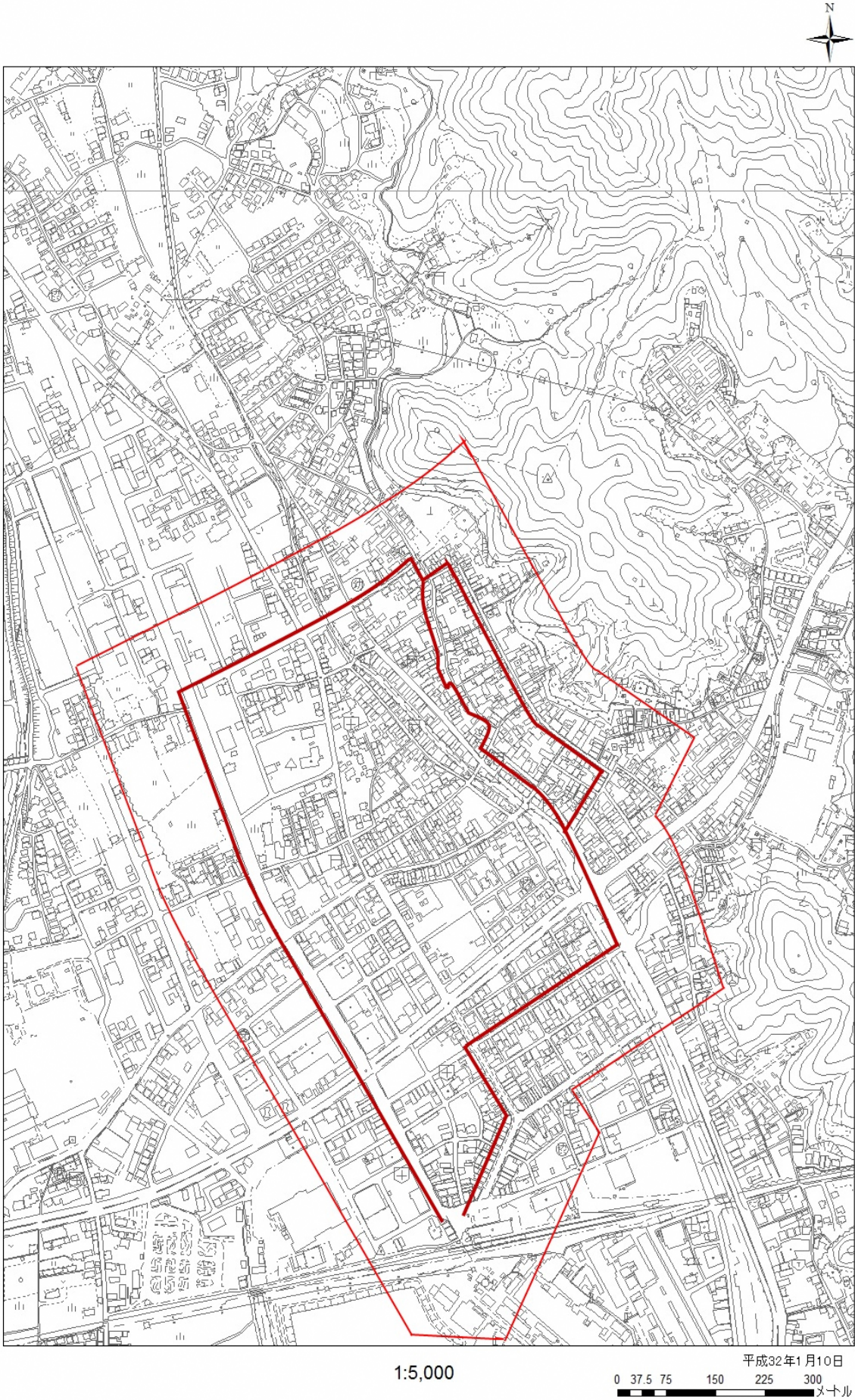
- 災害により事業を継続できない場合
- 疾病により事業を継続できない場合
- その他助成対象者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

9 助成対象事業の広報協力について

助成対象事業の取組内容や実績等を用いた広報活動を行い、魅力ある店舗の増加やまちなかの賑わいづくりにつなげ、広く活用される助成金制度とするため、助成金交付団体は、市が行う広報活動に積極的に協力してください。

なお、助成対象内容は必要に応じて市が行う広報活動において公表等させていただきますので、予めご了承ください。

別表 1



別表 2

